

どうぞ。

【位田委員】 指針の中にどこまで細かく書くかという問題になるかと思うんですが。例えば研究の概要のところに書くべき事項として、細則をつくるなり、Q&Aでこれこれの項目は書きなさいということを細かく言っておけば、ここに掲げる事項というのではこのままでもいいのではないかなとは思いますが……。

【笹月主査】 よろしいですか。何かほかにご意見なければ……。

【後藤委員】 どのような疾患を対象にするかというのは普通の倫理の審査のときに出てくるんですが、対象者というのは概要のところに書けばよろしいものでしょうか。

【笹月主査】 研究に関する事項の研究計画の名称、研究の概要のところに当然出てくるでしょうね。

【後藤委員】 どのような疾患を対象とするか、それはいいという？

【笹月主査】 はい。

よろしいですね。じゃあ、これでお認めいただきます。

次を。

【高橋室長補佐】 はい。ページ数が振ってなくて申しわけございませんが、1枚めくっていただきまして、次に、複数の研究実施機関が共同でヒト受精胚を作成・利用する場合でございます。

まず、一番上の○でございますが、複数の研究実施機関が共同でヒト受精胚を作成・利用する場合、すべての研究実施機関が果たすべき役割分担について研究計画書に記載することとするか。

すみません、先ほどの研究計画書の中で既に研究実施機関が複数の場合はその役割分担も含めて合意いただいておりますので、ここはほぼ●かなと思っております。

それから、次の○でございますが、同じように複数の研究実施機関が共同でヒト受精胚を作成・利用する場合、それぞれの研究実施機関の研究計画書について、提供機関の倫理審査委員会において審査を行い、提供機関の長から了解を得ることとしてよいかということで、○にさせていただきます。

【笹月主査】 それでは、最初の○は、各機関がその役割分担について研究計画書に記載することとすると。すべての研究実施機関が書くと。これは当然のこととしてお認めいただけたと思いますが、その次の、複数の研究実施機関が共同でやる場合には、提供機関の倫理審査委員会において審査を行い、提供機関の長から了解を得ることとするか。

この点はいかがでしょうか。これはまたご議論があるところだと思いますが、いかがですか。

【後藤委員】 共同研究の場合は、主に、親となるというか、主幹する研究機関があると思いますので、そこでわりあいと大枠の申請書類をつくって、それに基づいて各提供機関及び共同研究実施機関が各倫理委員会で審査するという方法をとることが多いのではないかと思います。例えば、どこかの大学が主幹する。そこがすべての倫理的な問題を網羅するような研究申請書をつくるというものが多くはないかと思います。

【笹月主査】 今おっしゃったように、主任研究者が所属する研究機関が倫理審査委員会をもちろんやります。それから、それが認められた場合に共同研究機関が倫理審査委員会を行って、全体もそうですけれども、自分たちの分担のところを特にきちっと審査するというのがこれまで行われている臨床研究だと思いますが、これは、提供機関の倫理審査委員会がそれぞれの実施機関の分も行って、それぞれの実施機関、分担機関はやらない。やらないとは書いてないけれども、これはちょっと説明をお願いします。

【高橋室長補佐】 補足いたしますけれども、2つ目の○の意味は、以前に研究実施の要件におきまして、提供機関における機関内倫理審査委員会の要件といたしまして、研究実施機関が行う研究計画の科学的妥当性及び倫理的妥当性についても提供機関としての立場で審査を行うこととするということで一度合意いただいております。それを踏まえまして、複数の研究実施機関が存在する場合には、それぞれの研究計画について提供機関は審査を行うということによろしいかということをご確認させていただきたいということでございます。

【笹月主査】 普通の臨床研究の場合で言えば、繰り返しになりますけど、主任研究者の所属する研究機関がやって、それが認められたときに各分担研究者がその所属する機関で倫理審査委員会を行うというのが臨床研究の倫理審査委員会だと思いますので、ここでもそれに相当する、要するにそれぞれの研究実施機関はそれぞれの倫理審査委員会でアプルーブされることが必要だということになるので、そのことをここに付け加えなきゃいけないんじゃないかと思うんです。

【高橋室長補佐】 上の○で書いておりますことは、それぞれの研究実施機関においては、全体の研究計画の中でその研究機関が果たすべき役割について記載していただき、また、その内容をその研究機関の倫理審査委員会の中で審査していただくということが、上の○の内容でございます。

下の○については、提供機関の倫理審査委員会において、研究実施機関が複数あれば、その分だけ審査もしていただくということによろしいかどうかということの○でございます。

【笹月主査】 今の言い方だと何か別の書類が出てくるという感じに聞こえますけれども、そうじゃなくて、1つの研究の計画調書というのが出てきて、そこには当然分担研究の内容も書いてあるわけだから、それを一括して主任研究者の属する研究機関がまずやりますと。それについて認められて、そうすると分担者も自分の所属する機関でやりますと。そういうことだと思うんですけども、それがわかるようにこの……。

【高橋室長補佐】 そうです。研究計画全体としては、複数の実施機関がございまして、実質的には1つでございますので、提供機関の手間としてはおそらく1回の倫理審査委員会で済むということになると思います。

【笹月主査】 それプラス、分担研究者が所属する分担実施機関の倫理審査委員会でもやらなければいけないということを書きおこなさなければいけないですね。ということが私の言いたいポイントなんですけど、よろしいですか。

【位田委員】 多分それは、いろんな役割分担があって、分担研究であってもその研究機関の倫理委員会に出すのは当然だと思いますので、念のために書いておくということについては、私は構わないと思います。

もう1つの、今ここにある2つ目の○は、提供機関の倫理審査委員会で、主要な機関も、分担の機関の研究計画も全部、1つ1つ審査をするということが問題なんです。

【笹月主査】 1つ1つというか、調書は1つですから、それぞれの実施機関が別の調書を出すじゃなくて、1つの計画調書がある。

【位田委員】 いや、この書き方だと、いろんな役割を持っているので、それぞれの役割を持っている研究機関の研究計画がそれぞれ提供機関の倫理委員会で審査されるという、そういうイメージですか。それとも、全体が1つ来るという意味ですか。

【永井安全対策官】 今の文章だと、それぞれの研究実施機関の研究計画書についてということで、ばらばらに出ることを前提とした書き方になっておりますので、むしろ、それぞれの研究実施機関の研究内容についてとか、役割分担についてとか、要するに、2つで共同してやる場合には、それぞれの機関でお互いのものについてもしっかり見るということを書けばいいという、そういうことでしょうか。

【位田委員】 やるのは実施機関の倫理委員会ではなくて提供機関の倫理委員会なので、

今、永井さんがおっしゃったこととはちょっと違うのではないかと思うんですけど。

【笹月主査】 例えば、これはなかなかそういうことは難しいかもしれませんが、科学研究費とか、そういうものでサポートされるというふうなことを考えた場合に、それぞれの実施機関が別々の調書を出すということはありません。1つの計画調書が出されて、科研費の場合はそれについて審査が行われる。それから、倫理審査委員会も、主任者の倫理審査委員会で審査される。そして、それぞれがまた分担者の倫理審査委員会で審査される。そういうことになるんだろうと思うんです。だから、別々の調書があるということではないんですね。

【位田委員】 私、実はその点をご質問しようと思ったので。ここでは複数の研究実施機関が共同でヒト受精胚を作成するというのも入っていますので、例えば5つの共同実施機関があるとして、3カ所でそれぞれ別々に受精胚を作成するという研究もあり得るわけですね、卵子を複数もらえたとすれば。その場合には、提供機関としては、3つなら3つの機関がそれぞれヒト受精胚の作成について適切な研究を実施できるかということ判断する必要があるのではないか。それぞれの研究実施機関の基準とか倫理委員会の審査等々がありますので、それは全体でやれるものなのかなあというのが、私はちょっと疑問です。利用のほうはおそらく全体で1つのでいけると思うんですが、作成については、提供機関が倫理審査をすることの一番の目的は作成のところなんだろうと思うので、それはどうかと。

【笹月主査】 全くそうなんです。というのは、私が申した、一般の臨床研究の場合を例にとったんですが、とにかくこういう研究をしたいという発案者が主任研究者となって調書を書きます。こういう計画で、こういう研究をするんです。もちろん、提供機関の話も、実施機関の話も、全部入っている。それをその機関で審査します。もちろん、そこに入っている提供機関も、実施機関も、それぞれでやります。ということで、それはそれでいいんだと思うんです。ただ、なぜそういうふうに主任研究者と分担研究者というふうに言わずに提供機関と実施機関というふうにあえて分けたかというのは、提供機関は、とにかく提供するだけだから後の先は知りませんよということではだめで、提供されたものがどういうふう to 実施されるのか、ほんとうに倫理的に問題がないのかということきちんとして了解した上で提供しなければいけないと、そういう重みをそこにつけてあるということで提供機関、実施機関という名前が出てきてちょっと事が複雑になったんですが、しかしながら、実際は、提供機関、実施機関と言わなくても、主任研究者の機関及び分担研究者

の機関で同じことになるわけなんですね、両方の倫理審査委員会でやるわけですから。参加するすべての機関の倫理審査委員会でやるわけなんです、同じ調書について。

【位田委員】 すみません、ちょっと質問ですが、そうすると提供機関も分担研究機関という位置づけですか。

【笹月主査】 発案者によって、それはどっちになるかわからないと思います。自分たちはこういう研究をしたい。しかしながら、自分たちではつくりえないので、どこかに提供してほしい。そうするとそれは、私のセンスで言えば、提供する側は分担研究者みたいな形になると。けども、分担研究者も、主任研究者も、すべての機関で倫理審査委員会を行うと。

【高橋室長補佐】 共同研究機関の定義と言うと多分語弊があるかと思うんですが、複数の研究実施機関が共同でヒト受精胚を作成する場合というのはどういう場合かといいますと、同じ1つの研究プロジェクトを複数の機関でもって行っているということだと思いますので、そういう意味で言えば、研究計画は1つだと思います。その中で、この部分についてはA機関、この部分についてはB機関、この部分についてはC機関という役割分担がそれぞれの研究実施機関において審査されて、それから、その全体像を1つのものとして提供機関において審査されるというイメージでここは書かせていただいております。

【位田委員】 わかりました。そのときに、作成をする機関が複数ある場合に、それぞれの機関の審査を提供機関の倫理審査委員会がやらなくていいのかというのが私の質問です。つまり、ここの提供機関というのは、卵の提供機関ですね。そういうことですね。卵の提供機関としてはちゃんと胚を作成してくれるかということに懸念があるとすれば、3つの機関がそれぞれ卵を作成するのであれば、その作成するそれぞれの機関について提供機関が倫理審査をしなくてもいいのか。考え方としては、全体の研究計画が1つだからそれをやればいいんだという考え方も、両方あり得ると思います。

【笹月主査】 すべてやるわけですよ。所属する機関の倫理審査委員会がすべてこれをやらなきゃいけない。そのときに、調書がばらばらに出てくるんじゃなくて、研究ですから、1つの計画調書の中に、作成についても、利用についても、もろもろのことが記載されていて、それを審査するということになるんだと思うんです。

【町野委員】 どうも主査の描いているイメージと事務局のイメージとは、ちょっとうまく合わないといえますか、一致してないように思いますが、事務局のご提案は次のようなことですか。つまり、A、B、Cと3つの機関が作成・研究という機関だとすると、そ

それぞれの機関において倫理委員会がそれぞれ決定しなければいけない。しかし、その場合について、全体の研究計画の中でそれぞれの機関が占める役割も同時に審査しなければならない。それは3つの機関が別々にやるという点では変わりはない。つまり、機関ごとに倫理審査委員会があるわけですから、これは一緒にやりようがないという前提でスタートしている。そういうことでよろしいですね。

【高橋室長補佐】 はい。

【町野委員】 あと、提供機関のほうというのは、A、B、Cに提供するということになりまして、A、B、Cで卵子がどのような研究計画、作成研究に使われるかについては倫理的関心を示さざるを得ないから、その全部についてこちらで審査するということですね。

【高橋室長補佐】 そうです。

【町野委員】 そのところで3つの研究機関から出てきた研究計画について一括で審査すると。おそらくそういう話になる。そういうイメージですか。

【高橋室長補佐】 そういうイメージです。

【町野委員】 わかりました。私はそれで結構だと思いますけれども。

【笹月主査】 私に言わせれば同じことなので、提供機関に重みを置くのかどうかというところだろうと思うんですけど。

【町野委員】 提供機関にも、作成・利用機関にも、両方とも同じような重みがあるという話だと思います。

【笹月主査】 そういうふうに理解していただくなら、私の言った、すべての機関が全体を審査しますということでもよろしいんじゃないですか。

【町野委員】 すみません、もう一度、念を押すわけじゃないですが、すべての機関ではなくて、提供機関のほうで全部について見るという話ですよ。ただ、3つのほかの、A、B、Cという作成・利用機関があったら、それぞれについてもやっぱりやらなきゃいけないという話で、研究機関ごとにとにかく倫理委員会はありますから、それぞれ別なんですから、それを一括してやるという前提じゃない。

【笹月主査】 そんなことを言っているのではなくて、それぞれが全部やりますと。

【町野委員】 はい。

【位田委員】 もし一括するというところに合意をするのであれば、それぞれのというのではなくて、全体の研究計画についてということですね。

【高橋室長補佐】 そのように訂正いたします。

【笹月主査】 要するに、提供する側も、つくり、利用する側も、あるいは、つくる側と利用する側が違う場合もあるのかもしれませんが、それぞれのステップがきちんとなされていなければ、自分のパートだけはきちんといっていますよでは済まないという、そういう意味ですべてをみますという。

ですから、こここのところの文章をちょっと修正してください。

次は、配偶子の入手方法のあり方、同意能力を欠く者からの提供についてというところで、これも事務局からご説明願えますか。

【高橋室長補佐】 配偶子の入手方法のあり方についての中で、前回ご指摘いただいたところがございますが、同意能力を欠く者からの提供についてでございます。

ヒト受精胚の作成を伴う研究に対し、生殖細胞の提供を受けるという点にかんがみ、十分な同意能力を必要とすることから、同意能力を欠く者からの提供は認めないこととするかという点でご議論いただきたいと思います。

参考といたしまして、ES指針における例を挙げさせていただいております。右側のページの箱の下のほうでございますけれども、ES指針におきましては、同意の能力を欠く者としては、未成年者、それから心神喪失者等を想定しております。それから、インフォームド・コンセントを受けられることができる者として、ES指針におきましては、夫婦からインフォームド・コンセントを受けられることができるとしておりますので、実際には、16歳以上の婚姻している女性、それから婚姻している18歳以上の男性であれば、同意能力があるというふうにES指針ではみなしております。

【笹月主査】 どうもありがとうございます。この点についていかがでしょうか。

特にご意見ございませんか。よろしいですか、これで。

【吉村委員】 ちょっとよろしいですか。

【笹月主査】 どうぞ。

【吉村委員】 これは、提供を受けるときに、いまだに同意能力がない人という意味ですか。例えば、14歳で卵子をとっておいて、その人が25歳になったときに研究に使わせていただきたいというのは、これには該当しない？

【高橋室長補佐】 ES指針の考え方ですと、該当しないこととなります。

【吉村委員】 ES指針の場合は当然、受精胚ですから、受精胚をつくっているわけですね。ですから、配偶子に関してはちょっとまた難しい問題が出てきて、生前同意とは違

いますけれども、要するに研究に使うときに同意能力があったと認められても使えないということになるのでしょうか。それは、そのときによればよろしいということですか。

【野島専門官】 はい。

【吉村委員】 わかりました。

【笹月主査】 それでは、ここの同意能力を欠く者からの提供についてということは、これでよろしいですね。

【安達委員】 ちょっと確認なんですけど、もしこれがE S指針と同じだとすると、婚姻していなければ、未成年という19歳までの男女は入らないということで、同意能力はないとみなすということによろしいんですか。

【高橋室長補佐】 そうです。

【町野委員】 確認したいんですけど、未成年者を例示してないですよ、今の案の中では。同意能力を欠くのは、「未成年者など」と入れる必要はないんでしょうかということですけども。未成年者であっても同意能力はあるという議論ももちろんあり得るわけですから、それをどのようにするかということはやっておいたほうが良いように思いますが。

【高橋室長補佐】 ここは、同意能力を欠く者という定義がいろいろあるかと思いましたが、あえて何も例示をつけずに、あくまでもE S指針ではこうなっておりますということでご紹介して、先生方のご意見を承ればなと思っております。

【町野委員】 私は、未成年者というのは例示したほうが良いように思います。

【笹月主査】 それはどういう理由ですか。

【町野委員】 今の法律の考え方では未成年者は基本的に同意能力はないという建前をとっていると考えられまして、指針のほうもおそらくこれまでそのように考えてきたと思います。だから、18歳だったらいいだろうとか、そういうことはおそらくしないと。婚姻していれば成年に達したとみなしますから、成年と同じ扱いにする。大体そういうことで動いてきていますから、ここでもそれを踏襲すべきだというのが、私の意見です。

【笹月主査】 事務局案はそういうことを含めて「同意能力を欠く者は」と言ったわけですね。だから、その中身をもう少し丁寧に述べよと、そういうことですか。

【町野委員】 丁寧という問題ではなくて、未成年者は入らないということをきちっと書くべきだという話です。

【高橋室長補佐】 じゃあ、「未成年者など」というふうに入れたいと思います。

【石原委員】 お言葉を返すようで申しわけないですが、先生が未成年者とおっしゃる



のは、20歳ということをおっしゃっているわけですか。同意能力が20歳以下の人はないという証明はないと思いますし、例えば外国では、ベロッティ判決でしたっけ？ さまざまなことでもっと若年の十三、四歳の人に関しても同意能力を認める方向性も少しは出てきているような状況の中で、このガイドラインに明確に、例えば未成年者はいかんとか、20歳以下はいかんと記するというのは、少しいかがなものかと。むしろ、ぼやかしたとか、何も書いてないぐらいのほうがかえって現実的なのではないかなという気もするんですが、いかがなものなんでしょうか。

【町野委員】 私から、まずよろしいですか。これは民法の方からもいろいろご議論があるだろうと思いますから、いずれ出てくる話だと思います。

私は今のような議論があるからこそ書いておいたほうが良いという意見なんですけれども、ぼやかしておいたらどうなのかという、おそらく今のような議論が生ずると思いませんね。

もう一つ、未成年者についてもある場合に承諾能力を認めるというのは、例えば治療行為等ですね。親がノーと言っている。例えば、エホバの証人の親が輸血を認めない。例えばですよ。そういうときについて、子どもが治療を受けたいと言ったときに、それをしちゃいけないという理由はないでしょう。例えばそういうこととか、あるいは中絶に絡む問題ですね。未成年者だからといって、中絶について自己決定権がないという議論はない。そういうことで出てくるコンテキストでございまして、例えばこのように、治療でもないし、本人の自己決定の問題でもないようなところにおいては、未成年者については決定能力を認めるべきではない。むしろこのときは、看護権といいますか、親のほうが優越するのであって、だから、そういうときに親が決めるかという、それもできないだろうという話で、未成年者から認めるべきではないという議論なんです。

したがって、先ほど吉村委員のほうからお話がありました、未成年のころに卵子の提供を受けて置いておいて、そして成年に達したときはどうかという議論がありますが、同意能力というのは決定する段階でのあれですから、その時点で成年に達していれば問題はないという、先ほどのご議論はそのとおりだろうと思います。

あとは民法の先生のほうに。

【石原委員】 とてもよくわかりました。ありがとうございます。

【水野委員】 特につけ加えることはなくて、基本的にそのとおりだと思います。民法上の建前は、未成年者は親権者がついていて、親権者が法定代理権をもちます。そして、

先ほど先生がおっしゃったような自己決定という議論は、親権者の判断に対して、未成年者が拒否権、ベトーを言える、たとえば具体的には、中絶をはじめいろんな手術等で未成年者本人がベトーを言えるという、親権者の代理権を制限する議論ででてくるものです。手術の場合の議論とこのような生体試料をあげる場合とでは、やはり次元が違うでしょう。ベトーを言える権利は未成年者に与えられなくてはなりませんけれども、逆に未成年者が自分の生体試料を好きなように提供できるかという、このときには親が未成年者の判断に対してベトーを言えないとすると、やはりそれもおかしいのではないのでしょうか。だから、これは未成年者を入れておくほうが紛れがなくていいように思います。

【石原委員】 どうもありがとうございました。

【高木委員】 同意能力を持つ、持たないとかいうことを未成年者とくつつけるからおかしいんじゃないですか。ただ単に未成年者はドナー候補から除外されるというふうに書けば、同意能力があるなしにかかわらず、未成年者は入れないという議論でいいんじゃないかと思うんです。

【笹月主査】 そのときに例の心身喪失者とかね。

【高木委員】 いや、心身喪失者は同意能力を持たない者としてもいい。だから、同意能力を持たない者や未成年者というふうな。未成年者が同意能力を持つか持たないかという議論を離れたほうがいいと思うんです。

【水野委員】 提案なのですが、十分な同意能力を必要とすることから行為能力を欠く者はというふうに言ってしまえば、自動的に未成年者が外れてきますから、行為能力に変えてしまうというのはいかがでしょうか。

【笹月主査】 素人から見ると、ますますわからない。(笑)

【町野委員】 今、座長もおっしゃられたように、法律行為能力という概念というのは通常、通常って、我々は異常じゃないですけども、通常理解しがたいので、やはり私は未成年者と明示したほうがいいと思います。

【笹月主査】 じゃあ、その辺はちょっと修文して、未成年者という文言を入れるということですね。

その次は、情報の公開のあり方についてというところで、お願いします。

【高橋室長補佐】 情報の公開のあり方についてでございますが、総合科学技術会議意見におきましては「研究に関する適切な情報の公開等を定める必要がある」というふうに明示的に書かれておりますので、こちらについてもご議論いただきたいと思います。

○といたしまして、研究実施機関の長は、個人情報保護に反する場合などを除いて、原則として研究の成果を公開するものとしてよいかということでご議論をお願いいたします。

【笹月主査】 どなたか、ご意見、コメント、ございますか。

ここで「成果を公開する」というのは、何をもって公開するかとか言うともた各論的にいろんな場合があると思いますから、一応ここは大きくりに「公開するものとする」ということでよろしいですか。

じゃあ、これでお認めいただいたということにいたします。

一応これまでのところできょうの審議事項はあれですが、事務局から何かありますか。

【高橋室長補佐】 資料2にございますとおり、今まで○として残っていた部分がほぼ、非常に細かいところを除いてはこれで終わりましたので、次回以降は、今までのおさらいを兼ねまして、これまでの合意事項についての資料がおそらく出てくるかと思えます。

【笹月主査】 検討すべきことについて一応全部●になったということですが、最初のころの●と最後の●とでほんとうに整合性があるのかどうか、全体として眺めなければいけないということもあろうかと思えますので、事務局で全体を整理していただいて、それを次回検討するというので、よろしくをお願いします。

小澤委員、何かありますか。

【小澤委員】 マイナーなことですけども、最後のところの研究成果の公開ですが、公開するのは普通は研究者のほうであって、「研究実施機関の長が」とすると変な感じで、下の枠のほうにも「情報の公開を定める必要がある」と。公開の仕方等を定めるんでしようから、ちょっと文章がおかしいかなという気はするんですけど。

【笹月主査】 先生のご意見では、実施機関の長じゃなくて、主任研究者という、そういうことですか。

【小澤委員】 実際に研究成果を公開するのは研究者のほうであって……。

【笹月主査】 それは、例えば論文を書くとか学会で発表するというのは主任研究者あるいは共同研究者でしょうが、それでよろしいかどうかということですね。機関の長がやるとすると、じゃあどんな形でやるのか。

【小澤委員】 そのページの枠の下線を引いてあるところも、「適切な情報の公開を定める必要がある」と。これは研究機関の長のすべきことだと思うんですね。それから、次のページの下枠のところの臨床研究に関する倫理指針も、長は「臨床研究の成果を公開

するよう努めるものとする」と。ですから、長が直接公開するとか何とかという話じゃありませんので、文章を少し直されたほうが良いような気がします。

【笹月主査】 というよりも、機関の長がやらなくてよろしいか、主任研究者がやればよろしいかという、そういう問題になろうかと思えます。

【町野委員】 この文章の書き方の意味は、責任を持つのはどこかということで書かれていますから、もちろん研究者個人の名前で発表されるということは全然差し支えない話だろうと思えます。ただ問題は、それが公表されなかったときにどこが責任を持つかという、研究機関の長であると、そういう意味だろうと思えますので、ほかの指針も大体それで書かれているから、ここは「長」になっているんだと思えます。だから、おそらくご心配はないと、私は思いますがけれども。

【笹月主査】 という理解でよろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、先ほど申しましたように、全体を眺める、まとめて検討するというのを次回やらせていただくということで、よろしくお願いします。

ほかに、事務局から何かございますか。

【高橋室長補佐】 次回、第23回生殖補助医療専門委員会、第24回ヒト胚に関する専門委員会は、12月26日（金）15時半から予定してございます。会場についてはまだ決まっておられませんけれども、決まり次第、改めてご連絡させていただきたいと思っております。

【笹月主査】 それでは、きょうの委員会はこれで終了します。どうもありがとうございました。

— 了 —